

# 市税還付における公金受取口座利用の概要及び「地方税の賦課徴収に関する 事務（滞納整理事務を除く）全項目評価書（案）」の主な変更内容

## I 市税還付における公金受取口座利用の概要

### 公金受取口座とは

公金受取口座登録制度は、金融機関にお持ちの預貯金口座を1人1口座、給付金等の受取のための口座として、マイナポータル等を通じて国（デジタル庁）に登録していただく制度です。登録いただいた口座番号等の口座情報は、給付金の支給を行う行政機関等に提供されます。地方税の還付処理についても、公金受取口座情報を利用できる旨、法に規定されています。

### 市税還付における公金受取口座情報の利用について

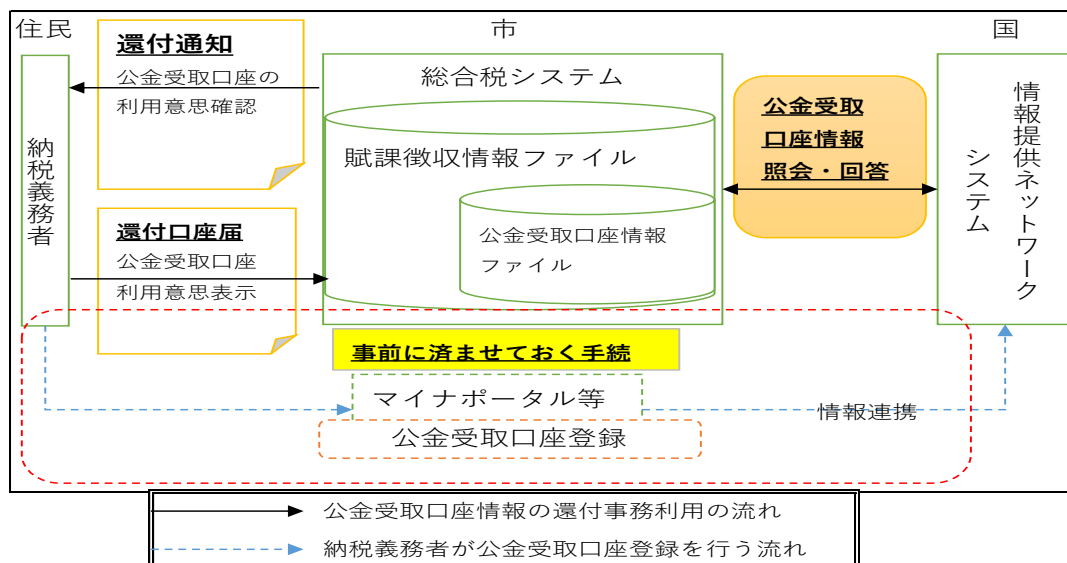
納税者が市税を二重に納付してしまったり、申告内容の修正等によって税額が減少した場合等に、余分に納付された税金をお返しする手続きを還付といいます。

現在、還付金が発生した際は、市より「還付通知書」及び「還付口座届」を送付し、還付金を受ける方から「還付口座届」をご提出いただくことにより、その口座へ還付金の振込を行っております。

この還付口座について、「公金受取口座を利用する意思表示（還付口座届にその旨を記入）」をしていただくことにより、市はその口座へ還付を行うことができます。

納税者にとっては、口座情報の記入を省略できること、次回以降も継続して公金受取口座を還付口座として利用できるようになることで利便性が向上します。

### 市税還付事務における公金受取口座情報利用の流れ



## Ⅱ 特定個人情報保護評価（全項目評価）素案の主な変更内容

### 新たに全項目評価の対象となる公金受取口座情報に係る事務の内容やシステムについて追記

【「賦課徴収情報ファイル」・「課税支援システムファイル」・「公的給付支給等口座情報ファイル」を取り扱う事務の内容】（事務の流れを示した図）へ、市税還付事務における公金受取口座情報の利用を追記しました。前述の「市税還付事務における公金受取口座情報利用の流れ」の図は、追記した内容を分かりやすくしたものです。

### 法令上の根拠として公金受取口座登録法を追記

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条

### 特定個人情報ファイルの概要に「公的給付支給等口座情報ファイル」を新設

#### （３）公的給付支給等口座情報ファイル

地方税の還付事務において、公金受取口座情報を内閣総理大臣から情報提供ネットワークを通じて入手することを記載しています。その他、特定個人情報の管理や委託に関する内容は、既存の「賦課徴収情報ファイル」に準じています。

### リスク対策に「公的給付支給等口座情報ファイル」を追記

公金受取口座情報は、既存の賦課徴収情報ファイルと一体的に管理される情報であるため、リスク対策も同様の内容となります。そのため、既存の「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－賦課徴収情報ファイルの欄に、「公的給付支給等口座情報ファイル」を追記しました。

### その他の変更内容

公金受取口座情報の利用開始に伴う特定個人情報保護評価の再実施と合わせて、以下の変更（特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる「重要な変更」にはあたらないもの）も行っています。

- （１） 新しい総合税システムが令和6年1月に稼働予定であるため、「特定個人情報ファイルの記録項目」を全面的に新システムに合わせて修正しています。名称が変わるのみで、保有する特定個人情報に変更はありません。
- （２） 新総合税システム稼働に合わせて、関連システムである「国税連携システム」と「住民税給報連携システム」を統合し「課税支援システム」として運用するため、これらのシステムに関連する記述を修正しています。こちらもシステムが一本化されるのみで、保有する情報や管理、リスク対策に変更はありません。
- （３） その他八王子市の部課や関連機関の名称変更等の軽微な修正を行っています。